

感染症による出席停止について

下記の病気にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止になりますので、登校できません。速やかに学校までお知らせください。欠席されても欠席日数には入りません。

病気が治り登校される時には、医師の「登校許可証明書」が必要です。用紙は本校ホームページよりダウンロードするか学校へ取りに来ていただき、医療機関で「登校証明書」を記入してもらい再登校の際学校に提出してください。「登校証明書」は医療機関により、有料となる場合もありますが、ご了承ください。

*インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、「出席停止経過報告書」をご記入いただき、再登校の際学校に提出してください。（医療機関で治癒証明書を記入していただく必要はありません）

<出席停止となる感染症の種類>

第一種	法定伝染病	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症（*）	発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ（*）	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	流行性角結膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	

<原則出席停止にならない感染症：登校許可証明書は不要だが、受診し、医師の指示に従う感染症（美作市）>

溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎
流行性嘔吐下痢症・アタマジラミ・水いぼ・とびひ